

高島地域 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 議事概要

日時：令和元年6月11日（火）14:30～16:00

場所：滋賀県高島合同庁舎 2-A会議室

本協議会は、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものへと意識を変革し社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、高島地域における洪水氾濫ならびに土砂災害による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

1.開 会

会長代理の岸田滋賀県流域政策局長より、「滋賀県では洪水による犠牲者を出さないことを最優先に取り組んできた。平成30年度西日本豪雨においては200名を超える尊い命が失われ、行政関係者に対して教訓を残した。中でも倉敷市真備町では行政からの避難情報やリスクの情報が住民の皆様十分に理解されずに災害発生の切迫な状況が伝わらなかったことが課題に挙げられている。滋賀県においても高島市などで爪痕を残した平成25年台風18号以降、毎年のように被害が発生している状況であるが、高島市ではホットライン等により情報共有を行い水防活動にご尽力されていることを承知している。国においては平成30年度7月豪雨を踏まえ、本年1月に社会資本整備審議会の答申のもとに水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画の改定が行われた。高島地域の取組方針においても、これらを踏まえ改定を予定しており、皆さまにお諮りしたいと考えている。本日、国、市の皆様と学識者の皆様にご出席いただき、水害・土砂災害の防止について一緒に考え、今後の取組に繋げていきたい。」と挨拶がありました。



2.主な議事

■協議会規約の改正について

協議会規約（改正案）および委員の変更の説明を行い、改正案の通り承認されたため、本日付けで施行しました。

■緊急行動計画の改定及び改定を踏まえた「高島地域の取組方針」（改正案）について

事務局説明

(1)「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定について

平成 30 年 12 月 13 日の社会資本整備審議会の答申を踏まえ、国土交通省から水防災社会の再構築を進めるべく緊急行動計画が改正されましたので報告しました。

(2) 緊急行動計画の改定を踏まえた「高島地域の取組方針について」

緊急行動計画が改定されたことに伴って、それに基づき作成された高島地域の取組方針も改定することとし、改定案について説明しました。

質疑応答・意見交換

以下に各委員・アドバイザーからの主な意見を示します。

- ・資料 3-1 の P 9③で「危機管理型水位計」の文言を削除しているが、削除してしまうと危機管理型水位計の整備を行っていることが分からなくなる。
- ・情報提供すると記載しているが、その情報が切迫度把握や避難判断、水防団の対応へどう繋がっていくのかわからない。主旨に則しているならばよいが、そうでないならば主旨に対応するような書き方をすべきである。
- ・住民が災害に対応するためには知識が必要であり、洪水に対する正しい知識を伝え、活用できるように教育することが重要となる。異常洪水時防災操作のときに発生する困難やそれに対する必要な行動が住民に伝わるように県のみでなく市と協力していくべきであり、資料 3-1 の P 7 の防災施設の機能に関する情報提供の項目について、「異常洪水時防災操作に伴って発生する現象の理解を進めるための啓発活動を推進する」という文言を入れるべきである。
- ・ダム計画放流量より下流河川の計画流量が小さい場合、ダムは計画より放流量を絞らねばならず、ダムが満水となる時間が早くなるということが生じるおそれがある。ダムが満水になり異常洪水時防災操作になれば一気に氾濫が広がるが、水防団の方々にもその現象についてイメージや知識を知っていただかないと切迫感が伝わらないため、市と県で協力し出前講座などを使って啓発していくべきである。

結 果

これらの意見を踏まえつつ、下記のとおり実施していくこととなりました。

- 資料 3-1 の P 9③の表題は資料 2-2 に合わせて「危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備」とする。水害の 3 項目目の「簡易水位計・・・」の箇所に危機管理型水位計の記載を追加する。
- 資料 3-1 の P 7 の防災施設の機能に関する情報提供の項目について、「異常洪水時防災操作に伴って発生する現象の理解を進めるための啓発活動を推進する」という文言を入れ、取組機関に高島市も追加する。

■平成 30 年度取組報告について

事務局説明

平成 30 年度に高島市で実施した取り組みとして、要配慮者利用施設における避難確保計画策定、重要水防箇所における共同点検、浸水被害軽減地区の抽出、土砂災害警戒情報の精度向

上、土砂災害に関するホットラインの構築、土砂災害防止法に基づく区域指定、住民ワーキングの開催、避難カードの集計、防災マップの更新、避難訓練の開催、河川関係事業の成果について報告しました。

質疑応答・意見交換

以下に各委員・アドバイザーからの主な意見を示します。

- ・土砂災害警戒情報について、避難準備開始の目安（警報発表基準）を経ずに避難開始の目安に達するおそれがあるように見える。そういったケースが発生する可能性があるならば、該当地域の住民にはレベルが2から3をとばして4へと変化するおそれがあることを丁寧に説明する必要がある。
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画策定は残り2年と時間が少ない。そのため、まず要配慮者利用施設に該当する施設について、垂直避難すればよい施設、人手が近くにあり容易に避難できそうな施設、地域で水防団の支援が上げそうな施設とそうでない施設などの仕分けしておき、できるところから計画策定を進めていく。危ないところがあれば注視してもらえるようにリストを共有しておく必要がある。

結 果

これらの意見を踏まえつつ、下記のとおり実施していくこととなりました。

- 要配慮者利用施設の位置付けおよび仕分けについて早々の対応を目指す。
- 県の内部で市町をサポートするための組織を作っており、相談があればサポートしていくとともに情報共有していく。

■取組方針に基づく令和元年度（2019年）の取組について

事務局説明

令和元年度の高島市の取組予定として、要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施、想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知、土砂災害防止法に基づく基礎調査、ダム放流情報を活用した避難体系の確立、市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実等、国土強靱化対策に基づく河川整備、土砂災害防止施設整備について報告しました。

質疑応答・意見交換

以下に各委員・アドバイザーからの主な意見を示します。

- ・声掛けが重要になるということは、アンケート調査等でも実感している。早めに避難を開始することと、逃げる際は皆で行動することが重要である。
- ・同じ警戒区域でも区域の端と特別警戒区域との境目付近では危険度に違いがあるだろう。自分のいるところの傾斜がどの程度かを知っていただき、危険度を認識いただくことについて議論していいのではないか。
- ・一般的にはレベル4ではあまり切迫度を持ってもらえないおそれがあるが、危険度が高い

土地ではレベル4の時点で切迫した状況となり逃げないと死の危険があることを認識してもらう必要がある。

- 浸水想定図は複数の氾濫を重ねるので、1箇所の破堤で作成する地先の安全度マップより浸水範囲が広くでる。こういった特性を把握しておく必要がある。

■協議全体の意見

質疑応答・意見交換

以下に各委員・アドバイザーからの主な意見を示します。

- 高島は土砂の堆積が多いので河床高が高くなり、リスクが大きくなる。平成25年の台風以来データは蓄積しているが、例えば上流域で100になったら、下流域ではどれくらい増水するのか、いくら雨が上流で降ったら何分後にどの程度の流量がどこまで到達するかなどの情報をわかりやすく利用しやすいものができるとうありがたい。
- 浸水想定図等で提供されるデータはピークのみであることが多いが、浸水想定図の作成で使用されるハイトグラフ、ハイドログラフなど、完全な予測は困難だが勘所を抑える程度のことであればすぐにできることもある。そういったデータについての意見交換なども重要である。

以上



協議会写真